1 死亡保障プラン（死亡保障制度）

保険期間：2024年9月1日～2025年8月31日

死亡・高度障害の場合に、皆さまとご家族の生活の安心を守るための保障制度です。
お手頃な保険料で高額の保障が準備できます。

無配当なのでお手頃な保険料で最高1,000万円の保障が準備できます。300万円コースは月々の保険料が150円から！！（35才6か月以下の女性／概算）

【引受保険会社】住友生命保険相互会社（無配当団体定期保険）
※本ガイドブックおよび別冊は次回更新日まで大切に保管してください。

1年更新　自動継続　掛　捨

ご意向（ニーズ）確認のお願い

お申込みにあたっては、本ガイドブックおよび別冊をご覧いただき、保障内容、保険料、保険金額、保険期間、配当金の有無などが自身のご意向（ニーズ）に沿った内容となっているか、必ずご確認ください。

お手頃な団体保険料でお申し込みいただけます。

特徴

●お手頃な保険料で大きな保障

●最高1,000万円までの保障

保険金額は5ランクご用意。
死亡または高度障害のときのために、最高1,000万円までご加入いただけます。

●医師の診査不要

お申込みにあたっては、健康状態などを記入していただくだけなので、手続きが簡単です。

●保険料控除の対象で税額軽減効果

保険料は一般生命保険料控除の対象となり、税額軽減効果があります。

ご加入の条件とご注意

加入対象者	[以下の年齢は2024年9月1日（更新日）現在] 満17才6か月超、満70才6か月以下の会員の方。 ※上記加入対象者ではない方はご加入できません。 ※万一、ご加入者が加入対象者ではないことが判明したときには、保険金の支払対象となる場合に該当されていても保険金は支払われません。	告知について	ご加入（増額）の際には、健康に関する告知をしていただきます。
加入日（保障開始日）と保険期間	加入日（保障開始日）:9月1日 保険期間:2024年9月1日～2025年8月31日までの1年間 ※お申し出がない場合には、毎年更新日（保険期間末日の翌日）に自動更新されます。	保険金受取人	死亡保険金受取人はご加入者が指定された方です。ただし、高度障害保険金の受取人はご加入者本人となります。
配当金	この制度には配当金はありません。	脱退について	ご加入者が死亡または高度障害状態に該当し保険金が支払われた時、または会員でなくなった時は脱退となります。また、2か月連続して保険料の引落しが不能となった場合は未入金月の1日に遡って自動的に脱退となり、保険の効力も失われますので、ご注意ください。

ご加入コースと保険料

ご加入コース			Aコース	Bコース	Cコース	Dコース	Eコース
死亡保険金または高度障害保険金			1,000万円	750万円	700万円	500万円	300万円
概算保険料月額	35才6か月以下の方	男	670円	503円	469円	335円	201円
		女	500円	375円	350円	250円	150円
	35才6か月超 40才6か月以下の方	男	800円	600円	560円	400円	240円
		女	700円	525円	490円	350円	210円
	40才6か月超 45才6か月以下の方	男	1,010円	758円	707円	505円	303円
		女	820円	615円	574円	410円	246円
	45才6か月超 50才6か月以下の方	男	1,370円	1,028円	959円	685円	411円
		女	1,080円	810円	756円	540円	324円
	50才6か月超 55才6か月以下の方	男	1,900円	1,425円	1,330円	950円	570円
		女	1,390円	1,043円	973円	695円	417円
	55才6か月超 60才6か月以下の方	男	2,660円	1,995円	1,862円	1,330円	798円
		女	1,710円	1,283円	1,197円	855円	513円
	60才6か月超 65才6か月以下の方	男	3,980円	2,985円	2,786円	1,990円	1,194円
		女	2,200円	1,650円	1,540円	1,100円	660円
	65才6か月超 70才6か月以下の方	男	5,810円	4,358円	4,067円	2,905円	1,743円
		女	2,910円	2,183円	2,037円	1,455円	873円

※記載の保険料は概算保険料です。実際の保険料は、申込締切後に確定します。すでに保険料を払い込まれている場合は、確定保険料との差額を精算します。
保険料は毎年更新日に見直されます。

ちょっと教えて！

Q 保険料の年齢は加入日で決まるのですか？

A 毎年の更新日（9月1日）現在の年齢で計算します。従って前年と同じ内容のままであっても、保険料が高くなる場合があります。

CG2023−0670

保障内容

1．死亡保険金

ご加入者が保険期間中に、死亡されたときに支払われます。

2．高度障害保険金

ご加入者が保険期間中に、加入日以後の傷害または疾病によって所定の高度障害状態になられたときに支払われます。

●高度障害状態【具体的事例】

（1）完全な両眼の失明のほか、眼鏡やコンタクトレンズなどを用いても両眼の各視力が0.02以下の場合

（2）・声帯すべてをてき出した場合や音声言語による意思疎通が不可能となった場合
・あご・歯・舌の障害等のため流動食以外のものがまったく摂取できない状態となった場合

（3）中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、特別な器具等を用いても（杖歩行やスプーン等を用いての食事など）下記①～⑦すべてが自分ではできず、常に他人の介護を要する場合

①食物摂取　②排便・排尿　③排便・排尿の後始末　④衣服着脱　⑤起居　⑥歩行　⑦入浴

（4）両腕について、手首以上で切断したか、手の３大関節（肩関節・ひじ関節・手関節）がすべてまったく動かなくなった場合

（5）両足について、足首以上で切断したか、足の３大関節（また関節・ひざ関節・足関節）がすべてまったく動かなくなった場合

（6）片方の腕について手首以上で切断し、かつ、片方の足を足首以上で切断または片方の足の３大関節（また関節・ひざ関節・足関節）がすべてまったく動かなくなった場合

（7）片方の手の３大関節（肩関節・ひじ関節・手関節）がすべてまったく動かなくなり、かつ、片方の足を足首以上で切断した場合

※高度障害状態とは「回復の見込みがない状態」であることが必要ですので、一時的に上記の状態に該当したとしても、**回復の見込みがある場合は、高度障害状態には該当しません。**

「高度障害状態」についての詳細は、別冊P.18注意喚起情報「保険金･給付金のご請求もれはございませんか?」の住友生命ホームページ『保険金等支払関係の主な約款規定（抜粋）』にも掲載していますので、ご参照ください。

※死亡保険金または高度障害保険金はいずれか一方が支払われた時点でそのご加入者の保障が終了します。
※保険金が支払われない場合があります。詳しくは別冊P.18注意喚起情報「5.保険金が支払われない場合について」を必ずご確認ください。

無配当団体定期保険加入（全員加入制度）についてのお知らせ

無配当団体定期保険の更新・新規加入に際し、更新・新規加入対象者各位に契約内容のご確認ならびに趣旨のご了解をいただきたくご連絡いたします。不同意のお申出がない場合は、下記内容をご確認の上、本契約の被保険者となることに同意いただけたものとして取り扱いさせていただきます。保険契約の毎年の更新時には改めて契約内容のご確認ならびに趣旨のご了解について確認を行いませんのでご了承ください。

全員加入制度は会員の方々に不慮の事態が生じた場合に備え、当会が保険料を負担し、会員を対象とする保険制度です。保険金は弔慰金の一部とします。保険金は生命保険会社より遺族へ直接支払われます。

加入日	毎年 9月1日
契約者	ヤマハ音楽教育システム講師共済会
対象者	会員
保険金額	60万円
死亡保険金受取人	保険約款による受取人順位 〈配偶者、子（子が死亡している場合には、その直系卑属）、父母、祖父母、兄弟姉妹の順位〉
高度障害保険金受取人	会員ご本人とする

当件について同意いただけない場合は5月31日までに当会事務局 フリーダイヤル0120-808-446までお申出ください。その場合は、生命保険会社あてデータを提供しません。

個人情報のお取扱いについてのお知らせ

<個人情報のお取扱いについて>

この保険の運営に当っては、団体は、加入対象者（被保険者）の個人情報（氏名、性別、生年月日、健康状態等）および受取人の氏名･続柄を団体（契約者）が保険契約を締結する生命保険会社へ提供します。
生命保険会社は、受領した個人情報を、各種保険契約の引受け、継続･維持管理、保険金･給付金等の支払い、各種商品･サービスの案内･提供（関連会社･提携会社を含む）、その他保険に関連･付随する業務のために利用し、また、団体、他の共同取扱生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、団体は、この保険契約に基づいて入手する個人情報について、この保険の事務手続き以外には使用いたしません。また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、それぞれ上記に準じ個人情報を取り扱います。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

お申込みにあたっては、別冊P.17～P.18「契約概要」･「注意喚起情報」および「保険金･給付金のご請求もれはございませんか?」を必ずご覧ください。

<税務について>

1.ご加入者が負担した保険料は一般生命保険料控除の対象となり、所得税および住民税が軽減されます。
2.保険金受取人が法定相続人である場合は「500万円×法定相続人数」まで相続税が非課税となります。
3.高度障害保険金をご加入者自身（会員自身）が受け取られた場合は全額非課税となります。

※個別の税務取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。記載の内容は、2022年6月現在の税制に基づいています。今後、税制の変更に伴い、税務の取扱いが変わることがあります。

CG2023-0670